

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 157 回 交際費 5,000 円基準～こんな時どうする？

2006.7.9

交際費課税は昭和 29 年の制度創設以来、一貫して強化され、昭和 57 年度の税制改正により、原則として全額が損金不参入となった。(中小企業は例外)これに対し産業界から猛反発があり、平成 14 年度の税制改正により定額基礎控除が 400 万円に統一され、翌 15 年度の改正で、損金割合が 20%から 10%に縮小された。そして今回の改正では、飲食費について、交際費等の範囲と金額基準が明確になった。いわゆる 5,000 円基準である。

その骨子については以前このコラム(第 152 回)でも書いたのですが、バックナンバーを参照したい。今回は「交際費、こんな時どう判断する」を書いてみたい。

従来は、「酒類は概ねビール 1 本程度、あるいは金額的には大体 3,000 円程度」が交際費として容認するか否かの境目だった。今後は何倍飲んでも 5,000 円以下という金額基準で判断する。注意したいのは、ちよいと豪勢に、一人 1 万円になった場合、5,000 円を超えた部分という判断はせず、全額が交際費となり、10%が損金不参入となる。

一軒じゃ物足りない呑ん兵衛、一次会の費用が一人 4,500 円、二次会の費用が一人 3,000 円、両方で 5,000 円を超えてしまった。この場合、一人当たりの金額はあくまで支払った相手ごとに判断する。従って、一次会費用、二次会費用とも交際費等から除外されることとなる。呑ん兵衛にとっては、うれしい限りである。

ところがゴルフ好きは要注意。得意先をゴルフ接待し、プレー費が一人 5,000 円、パーティ代一人 4,500 円なんて場合、飲食費用のパーティ代は交際費から除外されると思い際、これが「そうは問屋は卸さない」、パーティはゴルフ接待の一連の行為とみなし除外されないのである。9,500 円全額が交際費等として認定されてしまう。

ちよいとややこしい判断例。税抜き経理を採用している会社、接待費用が税込みで一人当たり 5,200 円となった場合はどうするか？ 税込み 5,200 円を税抜き計算すると 4,952 円、従ってこの場合は交際費等から除外される。5,000 円以下の判定は、会社が採用している消費税の経理処理の区分に従って、税込み、または税抜きで行うことになっている。

台湾出張先で取引先と会食をした。まっまっ、あるかもしれない。5,000 円基準は国内、海外の制限はないことになっている。当然、海外での飲食も 5,000 円までは交際費等から除外される。ただこの場合の外貨換算方式は、原則として飲食を行った日における電信売買取場の仲値を使用することになっているので注意したい。

明確な基準ができた以上、それを証明する証拠書類を完備すること、当然となる。完備すべき書類はコラム第 152 回をご覧ください。人数を水増ししたり、領収書を分割したり、いわゆる書類の偽造をした場合、重加算税の対象になること、忘れてはならない。